

第37回平成23年6月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成23年6月20日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時38分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員	西川 明宏
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長補佐	山添 雅男
会計室長	宇野 準一	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 73号 | 平成23年度与謝野町土地取得特別会計補正予算（第1号）
について

(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 74号 | 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）

(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 発委第 1号 | 町長において専決処分をすることができる事項の指定について

(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 75号 | 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（浄水設備その3）
工事請負契約の締結について

(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 76号 | 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（電気計装設備その2）
工事請負契約の締結について

(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 77号 | 財産の取得について

(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 78号 | 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）について

(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議会運営委員の辞任について | |
| 日程第 9 | 議会運営委員の選任について | |
| 日程第 10 | 諸般の報告 | |
| 日程第 11 | 閉会中の継続審査（調査）申出書 | |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

いよいよ本定例会も終盤に差しかかってまいりました。きょうも、皆さん方のご協力でスムーズに進行いたしますように、よろしく願いをいたします。

それから、ご報告を申し上げておきます。小林議員から欠席の届けが参っております。なお、白杉教育委員長の代理として西川教育委員さんが出席をされております。なお、吉田水道課長が欠席で、山添水道課長補佐が出席をいたしておりますので、ご報告を申し上げておきます。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第73号、平成23年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第73号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第73号、平成23年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第74号、平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第74号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第74号、平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 発委第1号、町長において専決処分することができる事項の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
暫時休憩します。

(休憩 午前 9時32分)

(勢旗委員長 着席)

(再開 午前 9時33分)

議 長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を続行します。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
勢旗委員長、ご苦労さんでございました。
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより発委第1号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、発委第1号、町長において専決処分することができる事項の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第75号、統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設(浄水設備その3)工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第75号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第75号、統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設(浄水設備その3)工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第76号 統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設(電気計装設備その2)工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、議案第76号について、若干質問をいたします。

まず、水道課長補佐にお尋ねをしますが、この小松電機産業株式会社ですね、これは旧加悦町で、最初ここと契約をしていたことがあったような気がするわけですが、今度のやくも水神シリーズですね、これではデータセンターを2カ所に置くと、こういうことになっている。これの説明では、庁舎の中に中央監視装置は不要と、こういうように書いてあるんですが、したがって、経費の節減が図れると、このようにされておりますけれども、この5ページの図では、中央監視盤というのがありますね。これと中央監視装置とは異なるものなんでしょうか。

議 長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） ご質問にお答えします。5ページの図面にあります中央監視盤といいますが、これはNTT回線を使用した場合に設置する中央監視盤のことでございまして、今回、採用しますFOMA回線を使用するものにつきましては、中央監視盤というのは、小松電機産業のデータセンターのほうでサーバーというものを置きまして、各担当者なり役場ではパソコンの画面で確認するものでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） このシステムで水道課が一番評価されているという点というのは、どの点だというふうに理解したらよろしいか。このシステムで一番水道課として評価されている、というのは、このテレメーター方式にしてもWEB方式にしても、いろんな会社があるわけですね。しかし、この小松電気が一番すぐれているという点はどこですか。

議 長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） お答えします。先ほど5ページの図面で中央監視盤、これはちょっと言い間違えたというか、説明が足らなかった分がありますので、FOMA回線を使用する分には中央監視盤は置かないんですが、NTT回線も今回、小松の会社でもNTT回線を使った監視もあわせてつけますので、その監視盤を設けるということでございます。失礼しました。

それと今回、小松がすぐれているというのか、こういう回線、FOMA回線などを使った、インターネット回線を使った会社の機械というのは、ほかにもあるわけですが、小松の場合ですと役場のほうにサーバーを持たなくていいということで、そのサーバー代、メンテナンス費用等がかからないという利点がございます。以上でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 水道課も下水道課も、この小松電機産業というのが幾つか入っているんですが、水道自体では合併して以降、ここのトータル的な契約金額というのは幾らになっていますか。

議 長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） お答えします。トータル的な契約金額、ちょっと工事費がわからないんですが、契約というのか、小松電機産業とは通信料をお支払いしております、一回線5,355円ということで。

15番（勢旗 毅） 今まで下水道も水道もいろんな契約をやっていますね、小松電機産業と。いろんなシステムが入ってますね、きょうまでにも。それがトータルで幾らになるかということ。

水道課長補佐（山添雅男） すみません。ちょっとそれにつきましては、今回、データを持っていないの

ですが、一応、水道の施設としましては、平成14年に導入しました山河のシステムと平成19年に導入しました与謝浄水場で小松電機産業のシステムを導入しておりますので、ただ、ちょっと工事費につきましては、現在、資料がございませんので、失礼します。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この1億7,535万円の請負金額につきまして、この予定価格は幾らになって
いますか。

議 長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） お答えします。今回は随意契約でございましたので、予定価格というものは
最低制限価格は設けずに行っております。以上でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 水道課として、このシステムについて、はじいておられる金額があったと思うん
ですよ、予定価格ではなかったも。その金額は幾らぐらいですか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

（休憩 午前 9時45分）

（再開 午前 9時46分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、勢旗議員の質疑を続行いたします。

山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） 議員さんのご質問にお答えします。ちょっと時間をとらせてまして申しわけご
ざいませでした。

消費税込みの額でよろしいでございますか。2億117万2,650円でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、このことに関しまして、若干副町長にお尋ねをいたします。昨年の
9月でしたか、ナガオカと水道の契約がございまして、約1億8,000万円余りの随意契約が
結ばれたというふうに思っておりますが、非常に水道では大きな随意契約があるということで、
私は、そのときに、ナガオカは町長からもお話お聞きしましたように、特殊なメーカーと、こう
思っていたんですから、特に申し上げなんだんですが、今回の契約も1億7,500万円という、
こういう大きな金額、やはりちょっと指摘をしておかなあかんなと思っておりますが、本件の
場合、随意契約にされたという、この点はどういうふうに理解したらよろしいですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします。今回、随意契約を適用させていただいております。議員も
ご承知のように地方自治法施行令の中では随意契約は167条にうたわれております。よく売買
とか、あるいは請負の契約で随意契約というのがあるかと思うんですが、今回の事例は、先ほ
ど第1項と申し上げたかもしれませんが、地方自治法施行令の167条の2第1項第1号を適用
しての事例が比較的多いと思うんですが、今回、お願いをしています案件につきましては、第
1号ではなくて、第6号及び第7号を適用して随意契約としたいということであります。すなわ
ち第6号は競争入札に付することが不利と認められるとき、第7号は時価に比して著しく有利な
価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、この二つの条文を適用して随意契約を考

えております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 国の場合を見ましても、今、おっしゃったようにですね、随意契約は当然、認められておるわけですが、国の場合でも会計法や、あるいは予決会計令で、このことが非常に厳しく考えられておると、こういうふうを考えておきまして、特に平成19年度以降、この関係については適正化の方針というのが、もう徹底をされておると、こういうふうに思っております、例えば、防衛庁の特殊な機械がありますね。こういったものを見ましてもほとんど、これは一般競争入札されていると、こういう実態があるわけですが、この小松電機産業というのは、先ほど聞きましたように、本庁でも実績があるわけですが、メーカーからは直接、副町長はお話を聞かれましたか、今回の案件につきまして。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私は直接は聞いておりません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） いろんな特許の関係があるとか、あるいは機械器具が特殊であるとか、そういったことで、こういうことになるんですけども、この一般会計の額の1%を超えるような随意契約というのは、本当に問題ないのかどうか、この辺につきまして随意契約の限度ということについては、副町長はどのようにお考えですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申しあげました第1号、それから、第6号、第7号の規定の中で、金額の、一定、制約があるものは第1号だけでございます。すなわち簡単に契約、条項を申し上げますと途中を飛ばしまして、売買請負、その他の契約で、その予定価格が別表の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの場合は第1号を適用して随意契約ができますと、本町の場合には与謝野町の財務規則の中で、この金額を130万円ということで、工事につきましては130万円ということで、その上限を設けております。議員がお尋ねのように、今回、適用いたします第6号及び第7号につきましては、特段法律、あるいは施行令の中では、そういった規制はございません。そうは申しましても、この間、ご説明をさせていただいておりますように独自の製品であって、ほかに同等品もないということで、この第6号及び第7号を適用させていただいたわけです。金額の上限はないということではありますが、先ほど国のお話も披瀝されましたので、念のためにもう一度、考え方につきましては研究をしてみたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、副町長のほうから財務規則のお話が出ました。私は財務規則はですね、こういう場合を想定していないと思うんです、今の町の財務規則は、したがって、ほかの府県がどうなっているかなというのを幾つか見てみたわけですが、やはりそれには、随意契約のガイドライン、あるいは随意契約の随意契約心得というようなものが、それぞれ定められておると、こういうふうを考えておきまして、ぜひ、そういった観点からも、今おっしゃいましたような考え方を整理をしていただく必要がある。特に、町内業者の方からも、いろいろと意見をいただいております。したがって、非常に少額を厳しい競争入札でお世話になっているという方から見ると、

いかななものかなと、これは私は当然だろうと思っておるわけですが、ひとつぜひ、そういったガイドラインのようなものを早急に、私は考えていただく必要があると、このように思っておりますが、どうでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員のほうから先進的な事例としてガイドラインのお話もございました。今回の場合は特殊な製品ということで、この第6号、第7号を適用させていただきましたが、先ほど申し上げましたように、いろんな、全国には事例もあろうかと思しますので、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） もう一つ、そういったことで研究をいただきたいと思っておりますが、先ほど、副町長のお話にも、答弁にありましたが、私は、やはりこれだけの契約をするんですから、メーカーと当然、そこは副町長も出会って、詳細に私は説明を聞いておいてほしいなど、こういうふうに思っております、このことをお願いをして、私の質問を終わりにします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） メーカーと一度、私が出会ったらというご提案ですけども、当然、原課、水道課のほうはメーカーとは十分に連絡をとり合って、日常的に進めておると思うんですが、私がお出合いするのがいいのかどうか、水道課でも対応させるのがいいのか、ちょっとその辺は、また、水道課とも話をしてみたいと思っておりますが、一つのご提案として拝聴させていただきました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、追加議案の資料、76号の3ページなんですけれども、今、勢旗議員のほうから随意契約について質問をされておりました。私も若干、この大きな特殊な仕事だけにこの契約がどうかというふうに思うんですが、まず、勢旗議員がお聞きなっておりましたけれども、6号、7号を適用した、ガイドラインの6号、7号を適用してやったというふうに副町長が今、答弁をされましたけれども、この金額の妥当性はどこで判断をされているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどガイドラインと言われましたが、地方自治法の施行令第6号、7号でございます。金額の妥当性というお話でございます。改めてのお話しになりますけども、随意契約をする理由、先ほども申し上げましたように契約の目的、または性質により相手方が特定できる、あるいは他社との競争性が認められない等、通常の入札における競争原理は基本的には働かないものばかりが随意契約ということでございます。つまり自分とこの会社で最も成功するのに適正な価格で応札をしてくるわけでありますので、その金額をもって適正な金額というふうに判断をいたしております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 予定価格というのか、試算をされた価格が2億何ぼですって、1億何ぼというのを契約ですけれども、そういった中で金額、業者の金額を決めるのに競争随意契約というのがあるんですけれども、随意契約なんですけれども、他社との比較といいますか、そういったあたり

は出てない、話し合いのほうで決められた、そして、副町長は、それには関係していない、先ほどの答弁でもお聞きしましたがけれども、競争的な随意契約について他社のコストを図るという意味で、その辺は検討をされたのでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどもお答えいたしましたように随意契約の場合、その相手方が見積もって札を入れます金額は自社で最も施工するのに適正な価格ということで応札をしてこられます。通常の入札のように競争原理は基本的に働かない事案でございますので、今、議員がご提案の件につきましては、特に対応はいたしておりません。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町内業者でも対応できないような大きな事業でありますし、また、特殊な事業であります。なぜ、私は、このことを申し上げるかといいますと、この最後の資料にも監視下の対応が図面で書いてありますけれども、例えば、新設をされて、その後、そこと随意契約、あるいは今後の機種、機械の保守の業務が、そのまま複数年で契約されるような場合があるんですけど、この辺の関係は、この図面が書いてありますので、業者の名前も出ていますし、その辺の後のメンテナンスの問題があつて、こういう契約をされたのかなというふうに思うんですが、随意契約が決して悪いと言っているわけではないんですけども、金額の妥当性、あるいは最初に価格を安く落札しても、特殊なこと取り組んでしまいますと、後のメンテナンスや、そういう保守事業で高価格な金額で、かえって損をするというような例があります。私らも職業的に、こんな大きな金額ではないんですが、特殊な機械です。もうすべて手のひらに載せられた、企業に手のひらに載せられてしまつて、それを設備しないと仕事ができないという環境がありますので、そこがちょっと気になりますので、その辺の感覚は副町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） お答えします。導入するに当たっては、やはりそのメーカー、特殊なメーカーということで、そういう理由で随意契約はしているんですが、やはり維持管理の面でも、やっぱり同じメーカーに出すほうが一番安く上がるということで、その辺も含めまして業者の選定というのはさせていただいております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 当然、業者を信じて取引をしないと、そういう形にならないと思うんですが、単年度契約、今回の場合は、単年度契約で、この契約をされているのか、先ほども言われましたけれども、一回線5万3,000円ほどの、幾つかの費用でやっている、管理をやっていると言われましたけれども、今後、今は新設で低価格で随意契約をされて設備をされました。その後のメンテナンス、その保守的な感覚が、ずっとそこと取引になるわけですから、私は、そこを一番心配しておりまして、今、答弁にもありましたように、そこは業者を信じて、そういうつもりで取引をしたと、随意契約をしたというふうに言われているんですが、今回、この場合は単年度契約をされているんですか、そうではなしに、同じ随意契約でも複数年に渡つての契約になっているのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

議 長（井田義之） 山添水道課長補佐。

水道課長補佐（山添雅男） お答えします。今回は、その設備の導入費用だけで契約しておりますし、今

後は維持管理費用というか、回線使用料のみがかかってくることになります。それが、先ほどちょっと申しました一回線、浄水場と役場というか、その浄水場と小松電機産業のサーバーとの回線ですね、それが5, 355円ということになりまして、そのほか従来、役場にそういうサーバーを置く場合でしたら、もう役場のほうでサーバーが故障した場合は修理とか、メンテナンスをその都度、メーカーに出すことになるんですが、今回は、それを小松電機産業の会社に設置しますので、それはもうすべて小松電機産業の費用で、今後、やっていただくことになっております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 28年度から簡水と上水が合併いたします、こういう管理体制というものが非常に大きく今後、考え方はいろいろとあると思うんですが、こういうことが考えられると思うんですが、要するに我々町民にあまり経費がかかって、水道料が値上がりしないように抑制体制だとか、そういった意味もありまして、こういった、これからは、こういうインターネット、あるいはハイテクによって、管理方法は幾らでもあると思うんですが、問題は、やっぱり上水の水道管理の問題が、また、違った意味で、こういった3ページにあるような図面で、もっと組織を考えた中で、こういったことが考えられると思いますし、随意契約も、その中の一つ、複数年に渡って契約することによって経費がうんと安くなるといった例もありますので、その辺を今後の上水道に生かしていただけたらいいなと思いますが、この辺で質問は終わらせていただきます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第76号、統合簡水加悦上水道新加悦浄水場新設（電機計装設備その2）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第77号、財産の取得についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第77号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第77号、財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで6月15日の一般会計補正予算のときに、第1号の補正ですけれども、杉上議員への答弁に誤りがあったということで、朝倉課長より発言の申し出でありますので、これをお受けいたします。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議長のお許しをいただきまして、貴重なお時間を拝借して、議長もおっしゃっていただきました、さる6月15日水曜日、議案第72号、平成23年度与謝野町一般会計補正（第1号）の、ページでいきましたら25、26ページの消防費でございます。東日本大震災の支援事業に関連しまして、杉上議員のほうから災害廃棄物の受け入れについてご質問がございました。それで、その答弁の中で可燃ごみにつきましては宮津市のほうで受け入れることとなったというふうなご答弁をさせていただいたところでございます。

この件につきまして、詳しい経過を、改めてになりますけれども、ご説明のほうを申し上げたいと思います。宮津市の市民室のほうから4月28日に、この関係で宮津市の清掃工場で受け入れたいというふうな意向を、直接庁舎のほうに起こしていただいて、お話をお聞きしました。その清掃工場があります地元のほうには5月上旬に開催予定の地元との例会で報告をするというふうなことを受けて、早ければ6月の半ばごろから一日4トンの受け入れをするというふうなことでございましたので、当然ながら、このご質問をいただきました6月15日には、もう既に京都府さんのほうには、その旨、受け入れますよというふうな回答をされておるものだというふうに、私ども早とちりをしたところでございます。

金曜日ですね、6月17日に別件で京都府のほうと連絡をする中で、念押しのためにお聞きしましたところ、宮津市さんのほうからは正式に受け入れるという報告を、まだ、受けていないというふうなことでございました。それで確認をさせていただきましたところ、地元との協議の調整中だというふうなことで確認をしておりますので、先般、可燃ごみを受け入れることとなったというふうな答弁につきましては、訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（井田義之） 朝倉課長の報告は、これで終わります。

杉上議員に申し上げます。この後、議案第78号で一般会計補正予算を行います。今回の訂正についてのみ、質疑がありましたら、そのときにお受けをいたしますので、後の方はちょっとこらえてください。杉上議員のみ発言の許可をいたしますので、よろしくお願ひいたします。これについてのみですよ。

それでは、次に、日程第7 議案第78号、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、杉上議員

4番（杉上忠義） それでは、平成23年度与謝野町一般会計補正予算の中で質問をいたします。今、

住民環境課長から答弁をいただきました。可燃ごみについては、宮津市と地元の協議中ということで、わかりました。もう1点は、不燃物のほうですね、伊根町さんにおきましては、タンス類というようなことを聞いておりますけども、与謝野町におきまして不燃ごみは受け入れる意思表示をされたんですか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員のご質問にお答えします。

6月15日に、この先ほど申し上げました可燃ごみの関係と不燃ごみ、瓦れきの関係につきましてもご説明を申し上げたつもりでおります。繰り返しになると思いますけれども、申し上げますと不燃ごみ、いわゆる災害にかかる瓦れきの関係につきましては、現在のところ受け入れるという意思表示は、私どものほうは正式にはしておりませんが、実際、そういうふうなお話がありました段階で、前向きに検討のほうをさせていただかんのかなというふうに思っておりますので、その旨を京都府さんのほうにはご返事をしておるということでございます。

議長（井田義之） 杉上議員

4番（杉上忠義） 私のほうも、ちょっとあれだったんですけど、放射線を含んだごみを慎重に地元住民に説明しながら受け入れをお願いしたいということでありまして、ぜひとも今、課長の答弁にありましたように、受け入れる意思表示を、また、ぜひともお願いしておきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員の放射性廃棄物が、放射能を帯びた可能性のある廃棄物というふうなものにつきましては、当然ながら、そのお話が来た段階で地元との協議をさせていただかんんですし、その放射性廃棄物を受け入れるということについては、とてもとても慎重に事を運ばないといけないというふうに思っておりますので、当然ながら、そういうふうな瓦れきについては受け入れをお断りするというふうなこともあると思いますし、地元のご了解が得られないだろうなというふうに思っておりますので、その点は通常の瓦れきと放射性廃棄物というんですか、放射能を帯びた瓦れきについては、区分して対応のほうは考えさせていただかんなんなというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員

4番（杉上忠義） 終わります。ありがとうございました。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、一般会計2号について、質問します。

今回の補正は大雨が降りました台風対策、災害対策ということで予算編成がされました。新聞報道によりますと非常に、24時間雨量、福知山で119ミリほか綾部で111ミリとか、宮津でも110ミリを超えております。非常にたくさんの雨量といえますか、雨が降ったというふうに報道をされております。この間、地域課長から加悦の場合は気象ロボットといえますか、雨量計が地域に何か所かありますけれども、そのデータをいただきました。これトータルしますと、かなり降っているんですね。二日間で総雨量、最大で238ミリ、それから、1時間雨量が18.5ミリということで、大変たくさんの雨が降っています。私の計算では24時間雨量、か

なり200ミリ近い、あるいは、それを超えるような計算になるんですが、この地域は24時間雨量、どのくらい降ったんでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

西原建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。24時間雨量で5月29日の午前7時から5月30日の午前6時までということで24時間雨量で204ミリでございます。

それから、1時間雨量でございますけれども、5月29日の16時から17時にかけて時間雨量21ミリでございます。これは京都府が設置をしております雨量計がございます。この与謝野町管内では堂谷橋の部分と、それから滝の河川公園だったというふうに思っておりますけれども、その部分に雨量計を設置しております、その値でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうすると、この舞鶴气象台発表の、その地域、それぞれ今、申し上げた舞鶴とか福知山とか、あるいは綾部とかとかいった地域よりも、この地方はたくさん大変な雨量が降っているというふうに認識をしたらいいんですね。そういうことですね。

議長（井田義之） 西原建設課長。

西原建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。確かにほかの地域に比べますと、この、特に滝の部分につきましては、多かったというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今回の補正で建設課対応、あるいは農林課対応、それぞれ災害箇所の復旧が出ております。こんな6月に災害対応、特に台風の対策の対応をせんなんというのは近年にないような状況ではないかなというふうに思っております。ますます異常気象が頻繁に起こると、この先、何が起こるやらというふうな思いで非常に心配をしております。

これは農地の災害、あるいは水路でありますとか、いろんなそういうことの対応なんですけれども、今回、民家にかかわるような災害というのはあったんでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

西原建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。ご質問の民家に被害があったのかどうかという点でございます。三河内で上の墓地の部分の崩れて民家のほうに土砂が流入したというふうなことがあったというふうに記憶をしております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 農林課長にお伺いをします。ここにいろんな災害箇所の写真を添付をさせていただいて、それから一覧表もつけていただいております。この金額というのは大変アバウトな数字とございますのか、概算での積算だというふうに思っております。しかし、この中で、この一覧表がありますね。応急対応の修繕の一覧表ですけれども、農①、農⑤、農⑥、これライン30、いわゆる延長が30ということなんですけれども、この災害指示内容につきましても、土砂の撤去ということなんです、非常に、①は50万円。それから⑤10万円。⑥40万円。非常に金額の差があります。この写真を見させていただいても、そう災害箇所の質とございますか、そうかわった状況というのはないように思うんですが、なぜ、こうも金額が違うのか教えてください。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。まず、農①の藤野排水路でございますが、

これにつきましては延長30メートルと、短うございますが、ちょうど国道のバイパス沿いにかかっております水路でありまして、非常に作業が困難だということで、少し高い金額になっております。

それから、岩屋の用水路につきましては、これは、ただ単に土砂を、細い水路でございますので、上げるだけですので、10万円程度で済むということでございます。

それから、水戸川の用水ですが、これは50メートルということですが、かなり用水路としては広い農業用水路になっていきますので、土量が多いということで、こういう金額になったということです。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今博文） 大体わかりました。そしたら、治⑧ですね、治というのは治山という意味だというふうに思うんですが、治⑧、治⑨、堰堤浚渫がありますけれども、これ m^3 ですね。200 m^3 、400 m^3 、これも180万円と200万円、土量は大きく違いますけれども、その金額の差というのはないと、これはどういう状況、どういう現場なんでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） まず、お答えをしたいというふうに思います。現場につきましては、四辻につきましては、江陽中学校の横のほうの谷にあります堰堤ということでございます。それから上山田につきましては、尾崎公民館の上のほうに、昨年度、設置しました堰堤ということでございまして、まず、金額がそんなに変わらないという点につきましては、作業をする機械の重機の運搬がかなり高額になるということが第1点あります。それと、もう1点は作業をする能率自体は、日数自体は、そんなに変わらないということで運搬費等の差が、こういう結果になっておるといふふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今博文） そうすると同じような金額なんですけれども土量が、いわゆる土の量のかさが違うから、その機械を搬入する搬入費ですね、例えば大型の機械が要るとか、あるいは、これは中型なり小型で対応できるとかいうことで、これだけ大きな差ができた、土量は違うけれども金額は、そう変わらないということでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。作業、同じような作業をするにしても、同じようなレベルの機械を運搬をせんなんということなんで、その運搬費がかなりウエートが高い部分があるということで金額的には変わらないものがあるということです。

それともう1点、ちょっと不足をしておましたが、四辻の堰堤につきましては、堰堤の下に池がありまして、その池にも土砂が堆積をしておるといふことで、その撤去部分も含めてあります。堰堤の浚渫自体は200 m^3 でございますが、その池がどれぐらいあるかというのはちょっとわからないので、その分も含めた金額だということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今博文） この災害対応というのは、非常に土建業者さんとの、いわゆる信頼関係がなければなかなか、そのことが進みにくいと、こういって後から、いわゆる処理ができる、対応ができるという部分と、瞬時に、例えば河川が氾濫して民家についているとか、あるいは道路が崩壊し

て通行できないとか、いろんな形で瞬時に対応していただく災害というのも、確かにあるというふうに思っております。そういった意味では土木業者さんとの、いわゆる信頼関係、常々そういうことが非常に、こういった災害対応については大事なことになってくるというふうに思っております。

平成16年に台風23号が来たわけですけれども、非常に、それは旧町のときだったんですけども、それぞれ瞬時に対応していただいたというふうに思っています。私が一番記憶にありますのは、いわゆる下水道の配管も切れました。水道の施設もやられまして、非常に不便な生活をしておりましてけれども、台風23号の明くる朝、職員さんが、このぐらいのポリの容器に水道水を入れて朝早く配達をしていただいた。これは非常に、私は記憶に残っております。そして、我々住民にとっては、非常にありがたい、さすがやっぱり役場だなと、職員さんだなというふうな思いを新たに認識をさせていただいた。まだまだ、数年前のことですけれども、非常にこういう災害があるたびに、そのときの記憶が非常によみがえってくるというふうに思いますし、私自身もそういうふうに認識といたしますか、思いをめぐらせております。

庁舎問題で町長、いわゆる災害対応が十分できない、3庁舎に分かれて業務をしておると、非常にいざというときの災害というのはやりにくいというふうな、わくばるでの説明会の中でも強調されておった部分だろうというふうに思います。しかし、裏返しといいますと、全員の職員さんが、例えば、この加悦庁舎が総合庁舎になった場合は、ここに来られます。そうすると野田川は、まだ近いですが、岩滝は非常に遠くなる。そのときに本当に瞬時に、その災害対応、職員さんを配備して緊急対応というのでできるのかなというふうに思っておりますけれども、そのところはどのようにお考えなのか、お聞かせをいただけたらというふうに思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） もう今、災害のこと等の非常に教訓に残る、また、そうした対応についてお聞かせいただいて、なるほどということで感心しているわけでございます。一つの庁舎になって、そして、今ですと三つに分かれております。本庁へ行きます。そうすると、いろんな情報が、いろんな場所で錯綜して、そして最終的に一つになるときに、やはり無駄があったり、あるいは同じ場所に何人もが行ってみたいというような、そういうこと等も考えますと、やはりいざというときには、そうした一つの命令系統、統一した中で、大きい地図の中で一つ一つ確かめていくような、そうした対応が非常に大事になるのではないかなというふうに思っていますし、今後につきまして、庁舎のないところにつきましても、これは当然、地元の職員を、どこかへ配置するというようなことも、それは必要になってくるかと思っておりますけれども、それらについては、やはり今後の中で、どういう体勢をとっていくかということと、また、庁舎の問題を一つにするということとは、また、これからのご議論が当然、必要になってくる話だというふうに思いますし、ソフトの部分できちんと、そうした指示ができるように、また、情報が一本で集中して集まるような、そういう体勢がとりたいたいということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 合併しまして、3庁舎に、それぞれ職員さんを配分されました。それから数年たったときに、実際、災害が起きました。そのときに建設課、いわゆる岩滝です、本庁です。しかし、地域振興課というのは、ここにあるんですけれども、その担当職員さんが来られても、対応

できないんですね。やはり本庁から来られて、そこで地域振興課の、その建設担当の方と一緒にあって、その災害対応すると、こういう形で、私は旧町のときの災害対応、それから、新町になってからの災害対応、二つを経験しましたけれども、旧町の災害対応を知っておりますので非常に遅いなど、そういうことをつくづく感じました。しかし、このことが、例えば庁舎が統合しても、岩滝、野田川は加悦に庁舎があるために、そういうことにならない。そこはどうお考えですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申しあげましたけれども、この議案に直接、関係がある内容でもございませんし、今後の議論の中で、そうしたものを明らかにしていく必要があるというふうに思っております。

1 6 番（今田博文） 時間です。終わります。

町 長（太田貴美） ここで休憩をいたします。

10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般会計（第2号）補正予算に対する質疑を続行いたします。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 2号補正について質問をいたします。まず、初めに教育総務課のほうから出ております岩屋小学校の土砂災害の、これも写真が、これと地図が載っておるわけですが、これは毎年毎年、こういうことが起きておるだろうなというふうに思っております。ことしは台風2号が早く来て、こういうことになったわけですが、年に1回ないし2回は、こういうことが起きておったろうなというふうに思っております。

総務課としては、教育委員会としては、どう考えておられるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

議 長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えいたします。お尋ねの件なんですけども、岩屋小学校のグラウンドの土砂流入ということで、これにつきましては、議員さんご指摘のように雨が降るたびに、こういった状況が発生しているという、以前から、こういう状況になっているというふうなこともお伺いをいたしております。

委員会としましては、このグラウンドに入りました土砂の撤去につきましては、その都度、対応させていただかんなんということになるというふうに思っておりますけれども、根本的な改修が必要になってくるということは承知をいたしております。今回の災害のほうの予算でも農林課のほうで、若干ここの水路の機能の回復のための一定の予算も見えていただいておりますので、その施工を待ちましてから、今後の対応を、またさらに今後、考えていく必要があるのかなということ、しばらくそれで様子を見させていただきたいなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 今、総務教育次長のほうからご説明があったわけですが、これは基本的には上流

のほうに砂防堰堤と申しますか、あるいは治山堰堤、これをつくっていかざるを得んだらうなというふうに、私は思います。2年ほど前でしたか岩屋公民館で、これ建設課長が、今の西原課長だったかどうか、私はわかりませんが、京都府の土木事務所の説明会がございました。岩屋の中の土石流の、大雨のときの土石被害の対象の方々の説明会なんです、この岩屋小学校の奥の谷は、その土石流の発生する確率がある場所で、下流域の方も対象であったらうというふうに思っております。

土木事務所ですので、建設課長もたしかおられたなというふうに、私は記憶、ちょっと定かではないですが、あるわけなんです、やはりここは砂防堰堤、あるいは治山堰堤、できれば、この違いもちょっとご説明いただきたいなと思うんですが、そこら辺のことについて今後の予定等々、京都府のほうも頑張ってもらっていただくというふうには聞いておるわけですが、これは早急にする必要があるだらうなというふうに思います。まず、建設課長、よろしくお願ひします。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今、議員がおっしゃいましたのは、土砂災害防止法に伴います警戒区域、あるいは特別警戒区域の指定についてだというふうに理解をしております。

今、与謝野町内で、そういうふうな危険渓流、あるいは急傾斜地の関係等々について、ずっと現地調査のほうに入らせていただいております。既に野田川地域につきましては、もう終わっております。今年度、岩滝地域のほうに入れるのかなというふうに京都府は思っているようでございます。ご指摘の場所についてでございます。今の土砂災害防止法に伴いまして、そういった危険なエリアに入っているというふうに思っておりますけれども、ちょっと私、きょう、その資料をもってきておりませんので、具体的にこうだということは申し上げることはできませんけれども、公共施設のあることだというふうに思っておりますし、本来、その土砂災害防止法といいますが、それを防止するということになりまして、この与謝野町内でも、相当の件数があるだらうというふうに思っております。したがって、順次、そういうところから整備をしたいわけですが、なかなか整備ができないというふうなことから、こういう範囲の部分については大雨が降ったら、とりあえず避難してくださいということで、いわゆるソフトを目的にさせていただいた、そういう調査だというふうに思っております。したがって、そういうところについては、避難経路等々とも含めて避難をしてくださいということから、建設課と、それから総務課のほうと一緒に説明会に行かせていただいております。

ただ、いやいやいつまでも、そんなそういうことでもいいのかということも出てくるでしょうし、先ほども言われましたように、公共施設もあるというふうなことから、ちょっともう1回、資料のほうを見させていただいて、今後、どういうふうな対応ができるのかということ等々も考えていきたいというふうに思っています。

それから、治山の堰堤等、それから、いわゆる砂防の違いだということでございます。台風23号以降、山地からの土砂が流出してくるというふうなケースが多いということから、砂防と、それから、治山と分けて、そういうふうな待ち受けの堰堤の設置をさせていただいております。今回、与謝野町でお世話になっておる部分というのが治山堰堤を設置させていただいております。

うふうな状況でございます。治山の関係につきましては、治山の関係で、いわゆる森林の治山堰堤を設置すると同時に、その辺の、いわゆる木を切らせていただいたりだとか、そういうふうな整備ができるというふうに聞かせていただいております。それから、砂防堰堤のほうは、これは砂防指定地というふうな指定が入ります。この場合、なった場合は、いわゆる京都府のほうで、その砂防指定地になりますと、いろんな制約が出てきます。それは一つは、もうある程度、木を切ってほしいだとか、そういうことも出てくるでしょうし、一番の違いというのは、堰堤でも、治山堰堤というのは土砂をためるということになっておりますけれども、砂防というのは、穴が下に開いたままに、通常しておきます。というのは、全部が全部、そこでとめるというのではなく、何ぼかは下にも流すというふうな状況になっているようでございまして、ちょっと地元の下流域の人との、そういうふうなニーズの関係が少しずつ違ってきておりまして、いわゆるその土砂をためるという方法と、少しでもちょっと流すというふうな状況になっているというふうに思っております。

それと治山のほうは、次から土砂がたまると次に、またつくっていくと、次から次に堰堤をつくっていくと、上流側の土砂の堆積をとめるというふうなことになっておりますし、砂防の部分については大きいやつが1カ所にぼんと集積してしまっていて、いわゆる幾らかは土砂は流してしまうというような違いがあるのかなというふうに思っております。ただ、近年は治山の部分につきましても浚渫をするというようなことをしていただいておりますのでございまして、従来とちょっと変わってきたのかなというふうに思っております。大体、以上のような違いがあるのかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 概略、理解ができた、詳しいことは時間がありませんのであれですけども、大体わかったというふうに思います。今度の土砂を浚渫も治山堰堤、農林のほうからでしょうけども、入ってますわね。ただ、先ほども今田議員の質問の中で重機が入りやすいところ、入りにくいところ、それから、同じ京都府のほうに堰堤をつくっていただくにしても、いわゆる作業道等々のいろんな問題が住民のご理解、地主さんのご理解も得ていかんなんだろうというふうに思います。しかし、一刻も早く、やはり岩屋小学校の奥の土砂防止につきましては、そういったこともあわせて、やはり町長、あるいは副町長も京都府のほうにやっていただきたい。地元は地元で、いろんな対応を考えてまいりたいというふうに、私も思っております。ひとつ町長、あるいは副町長のご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ただいまの小学校グラウンドの件につきましては、私も以前、見させていただいて承知はしております。ほかにもいろいろとあろうかと思っておりますけれども、それらにつきましては、やはり要望をしていくという、そうした姿勢はぜひ持ちたいと思っておりますし、今後につきましてもどういう対応ができるかは別としましても、府のほうにも申し上げていきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 続きまして、農地、農⑤のことについて、写真も二つほどついております。これにつきましては、雲岩から私の家のほうになるわけですが、自然水路を農地の水にも利用してい

るということで、これは私も平成3年に野田川町の議会議員にならせていただいてから、ずっと行政のほうに水路改修をしていただきたいと、ただ、農業分野なのか、建設は農業に振るし、農業のほうに振るし、農林課は建設のほうに振って、なかなかずっと、今でも状況は変わっておりません。そういった中で30センチのU字溝を入れるというわけにはいかない。いうたら1メートル程度の水路を入れなければ、これはもちませんので、多額の費用がかかるということで、受益者分担金を50%とか、そんなことではとてもじゃないけど地元がもたないと、そういった水路でございます。

それから、写真のほうを見ていただきますと、土砂が落ちたところ、今度、小屋の向こう側に山が見えます。斜面の上ですね、それは墓地となっております、かなりがけっ縁が落ちておると、上の墓地が落ちるかどうかわかりませんが、そういった危険があるという場所でございます。ですから、早く行政の応援がいただきたいということもあるわけですが、これはとりあえず、今度の災害で基本的な撤去だけでございます。復旧といいましても、これは町長にお伺いするわけなんです、いわゆる明石ですか、ゾブ川改修、これは農林を辺地債で、あるいは合併特別債を使って改修をなされたというふうに思っております。浪江企画財政課長も、こっちを見ていただきましたので、いわゆるお金の段取りをやっぱり考えていただきながら改修に向けていただきたいと、このように思いますが、いい知恵を出していただけないでしょうか。よろしく願います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろと整理しなきゃならないところがあるかと思えますけれども、できるだけそうした地元の要望をかなえられるような知恵を出ささせていただくと、そういうことでご理解がいただきたいと思えます。この場でできる、できないというのも、もちろん申し上げることはできませんが、ほかの箇所との整理もございまして、それらにつきまして、できるだけ対応ができるように進めてまいりたいと思えます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 前向きなご答弁だろうというふうに思っておりますが、やはり地域がよくなる、安全に暮らすということの一步でもつながると思えますので、私の頭では整理はついておるんですけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、今回の第2号の補正予算に対しまして質問いたします。今回の歳出で職員人件費225万円、説明欄には時間外勤務手当210万円、管理職員特別勤務手当15万円というふうに、台風2号の影響のように提案説明いただきましたが、この210万円と15万円の根拠といたしますか、そのときの時間外をされた職員の数といたしますか、どのような上で、このような金額になったのか、まず、1点お尋ねいたします。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 赤松議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この職員手当につきましては、ちょうど今度は台風がまいりました時間外勤務手当ということでございます。時間外の。もう全体的に、これに限らず土曜日、日曜日の災害対応といったこと

になってきましたら、時間外勤務手当ということでさせていただいております。今回は、ここに書いてありますように管理職の特別勤務手当というのがございます。これにつきましても、管理職につきましては、土日については管理職特別勤務手当という手当を支給いたしております。そうした関係で日曜日分を見ております。

それから、これは台風2号ですけども、今後、こういった警戒態勢が起り得るのではないかとといったことも勘案いたしまして、今後の2号配備ということで、2号配備と申しますのは、職員が74名規模の配備をするわけです。1号配備と2号配備がございまして、今回は最初1号配備を行いました。そうした中で土砂災害が起こる危険性があるといった京都府からの情報が発令されました。それによりまして74名体制という、時には90名体制まで2号配備してもってくるわけですけども、そういった体制を組ませていただきます。そうした中には職員の皆さんにも全員が出て来れるとは限りませんが、そういった中で職員が時間外の災害について勤務手当を支給していくといったところで、今回、災害対策費ということで職員人件費を見させていただいておりますのが、この内容でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） ということは台風2号だけではなく、今後の分も見通して災害時の時間外手当をまとめて提案をされたということでございましょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご承知のとおりちょっと予算を組むには限界がありますので、1回分だけを見させていただいたということです。今後、こういうような体制を組む場合、時間外が必要になるということでございます想定は、1回警戒本部の体勢を取るという予算を、まずは今回は計上をさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） ということは、提案説明では、たしか台風2号とおっしゃったように承知しているんですけど、台風2号の部分は関係なく、今後、起きるであろうということを推定されて1回分、2号配備の74名分が提案をされているということですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今おっしゃるとおりに、この中に210万円を今度上げさせていただいております。そのうち、中の80万円は今後の警戒態勢の分ということで計上させていただいております。すべて満額とは言いがたいかもわかりませんが、こういった形で計上をさせていただきました。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） と申されますと、210万円のうちの80万円は今後のことを推定され、5月の末の台風2号の部分は130万円ほどの予算が組んであるということでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 台風2号に関しましては、40万円で現額で当初予算に組ませていただいております。そうした関係で今回、そのうちの130万円と合わせて170万円が今回の時間外勤務手当に要する必要というふうにご理解をいただいたらいいかと思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 台風2号の件に関しましては170万円の時間外勤務手当が必要とされるということでございますので、74名体制で1回分80万円としますと、台風2号の折には何名の職員が、いわゆる出勤といえますか、出勤といえますか、お仕事をされたんでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） お答えをします。74名でございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） ちょっと私の理解が、申しわけないです。先ほどのお話では2号体制で74名体制ということ、2号配備で1回分が約80万円というふうに見込んであるというふうにお伺いしたんですが、台風2号の場合は同じ74名でも170万円必要とするわけですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） お答えいたします。原課といたしましては、170万円の要求をいたしておりました。そうした関係ですけれども補正予算としてまとめさせていただいたのは80万円、したがって、今、議員さんがおっしゃいましたように同等の規模でしたら170万円の手当の経費が要るのではないかと、担当課としては思っております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは確認のために、もう一度お尋ねしますといえますか、確認しますが、2号配備で74名の方が出勤されますと時間外手当は1回につき170万円ほどは要するというふうに理解したらいいわけですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにもいろいろ要素があります。まずは時間がどこまで延びるかということがございます。それから日曜日、大体災害はよくご承知とおりに土曜日、日曜日に台風が襲ってきたり何かが起こることです。こういったこともございまして、一概には言えませんが、今回のケースのような場合だったら、170万円は必要になるのではないかとというふうに考えております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） あれはたしか5月30日の未明だったと思うんですが、午前2時過ぎぐらいに各区の区長さんのほうへ、公民館に災害本部をつくってほしいということのを要請されまして、各区によって対応は違ったとは思いますが、私の地元では5名の区役員が早速に公民館に集合しまして対策本部をつくりまして、町からは職員が2名派遣されたようでございますが、このときの与謝野町内の各自治区の、各区の役員さんの出勤態勢はどのような状況だったんでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 各区の役員さんの人数まで、ちょっと私、今、把握をいたしておりませんが、全区で開設をしていただいたと、ただ、岩滝の浜町ですね、そういった、具体的に申し上げましたけど、1、2の区では土砂崩れの心配もないということや、見回して何もないということで開設はしていただけてないところも、それは自主的な判断で、そういったところもございまして、多くの区で開設をしていただきました。お礼を申し上げたいと思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 全区で多くの区が対応されて、あれ午前2時過ぎに皆さん、公民館へ集まられた

ようであります、そのときにたまたま私の地元の区では、非常に心ある区民の方がサンドイッチやおにぎりつくられて大変でしょうと、公民館に持っていかれて食されたというふうに区役員さんの方々から聞いていますし、ほかの区ではおなかがすいたなど、どうともならんなどという区ようですし、中には避難されてきた方、その方々がおなかがすいたということもあったようです。こういった場合にですね、確かに職員さんは出勤されますと確かに大変です。夜中に。こういう、いわゆる一般的な、こういう手当があるわけですが、区役員さんや地元の方々は何も手当がほしいとは言っておられませんが、それなりの実情を見て、やはりそれなりの対応を、ましてや避難者もおられますし、されるというようなことが今後、どうしても、してほしいとは言っておられませんが、私が見るにつけ、こういった予算が上がってくると、これは職員は、いわゆる出勤すれば、それなりの手当がいただける、地元の者は朝から晩までおっても、夜中から朝の8時までおっても何も出ないと、お金じゃないですよ。食料にしましても、そういう中で役場の職員が2名来られても、別に何をされるわけではない、一緒にぐだぐだ世間話をしている程度だとすると、何もそんなボランティアを使わなくても、むしろ町のほうが積極的に、その各区に立ち上げて、そこにまた、区役員さんもお世話になられたらいいんじゃないかと、私そう思うんですが、どうも、これ各地区をあまりにも当てにされ過ぎて、実際には職員は2名来られるだけで特別何もされないと、こういうのが、私が聞いている範囲で、実態は違ったら謝りますが、私が聞いた地元では、そのように聞いています。この辺の何か私は、こういうことを聞きますと、一度、こういったことを聞きますと、片や職員さんは手厚い手当があると、地元の者は眠たい目をこすって、早速、次の日の朝から仕事に出なければならぬと、食事もままならないと、こんなことを伺っているんですが、その点について、これ担当課長だけの問題ではございませんので、副町長か町長あたりは、そういう警戒態勢、これ恐らく、今回は台風の、一過性のものですからいいですけども、例えば、震災が起きたと、丹後震災が起きたと、こんな場合もあります。そういう場合に、やはり地元の区の役員さんを、どの程度、当てにされているのか、私は、この辺につきましても、これは当然、区役員さんにお世話にならんなんでしょう。我々もさせていただかん仕事ですが、この辺につきましての見解はですね、どういうふうな形を見ておられるのか、私ちょっと、こういう手当を見ると、その辺が非常に矛盾を感じる部分があるんですが、私の思い過ごしかも知れませんが、どうなんでしょうね。この辺は。もし、ご意見がありましたらお聞かせください。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ちょっと赤松議員の核心については、私から十分答えられるかどうか分かりませんが、情勢だけ申し上げたいと思います。今回は災害警戒本部というものを申し上げました。そうした中で警戒本部につきましては、いわゆる災害に警戒をしていただきたいということで各区に対しましては、避難等があられる方がございましたら各区で受け入れていただいと、そういったようなことをさせていただいております。そうした中で、警戒本部でございます。それはもう根本的に、それは見直せばいいかという論議になるんですけども、警戒本部には何名、それから対策本部には何名、そういった体制を組ませていただいております。そして、役場の職員は、それ全部、そういった場合でも災害が、夜はなかなか危険ですから、現場を見に回るというようなことはできませんけども、巡回をしたり、そういったことで警戒を強めているところでござい

ます。

そうした中で職員は、今のご質問は手当が出て、それから区のご協力をいただいた方は、やはり何も手当がない。感情的なものが、何か出てきておるといようなこともあるといようなこととございました。町といたしましては、今は警戒本部でございました。当然、対策本部で、そういった避難所の方、いろんな方がお見えになった場合は、やはり炊き出しだとか、いろんなことを対応していかなければならないと思っております。したがって、今、警戒本部でお世話になりました、そのお気持ちはよくわかるんです。よくわかるんですけども、そういった中でご協力がいただけないかなというふうに思っております。また、そうしたことにつきましても、何も今後につきましても、区長さんとお話し合い、いわゆる自主防災組織でお世話になっております。そうした中で、そういった生のお声もお聞きする中で方策というんですか、そういったことも議論がさせていただきたいというふうに思っております。

出水期を迎えまして、今、先ほどからありました台風2号が、ことしは早くまいりました。この前の野田川区長会でも出水期を前にいたしまして職員の体制だとか、そういったお配りものだけですけども、させていただいて、一応協力を仰いでいっております。今度は加悦の区長会、岩滝の区長会でも同じようにして、やっぱり出水期を前にして同じような形をお願いをする中でやりとりをやっていきたいという、私はそう思っておりますので、答弁にはなっておりませんかもわかりませんが、以上とさせていただきます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 総務課長のお気持ちはよくわかりました。この手当があるからというわけではないですけども、やはり避難された方のお食事とか、お世話になった区役員さんの、インスタントラーメンでも食パンでも菓子パンでも、その程度のものはやはり配備されるような心遣いを、そして、お互いが機嫌よくですね、職員の方も地元の区役員も両方が機嫌よくできるような体制づくりを、ぜひともお願いしまして、質問は終わらせていただきます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第78号、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議会運営委員の辞任についてを議題とします。

去る6月15日、小林庸夫議員から病氣療養中のため、議会運営委員を辞任したいとの申し出

があります。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。よって、小林議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

次に、日程第9 議会運営委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により多田正成議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。よって、多田議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

次に、日程第10 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

与謝野町宮津市中学校組合臨時議会の報告をお願いいたします。

山添議員。

10番(山添藤真) それでは、6月16日に行われました平成23年第2回与謝野町宮津市中学校組合議会臨時会のご報告をさせていただきたいと思っております。

上程された議案は、平成22年度与謝野町宮津市中学校組合会計補正予算(第3号)を含む4件でございました。この4件、いずれも活発な議論を経て可決をされました。議論の内容を少し簡単にご紹介をいたしますと、平成24年度から橋立中学校は給食制へ移行いたします。その移行に伴い中学校の改築等を控えておりますので、その改築、そして、耐震補強工事に関する議論がなされました。簡単ではございますけれども、以上でご報告とさせていただきます。

議長(井田義之) ここで私のほうから諸般の報告ではございませんが、過日、6月17日、京都の府民ホールにおいて平成23年度の市町村地方自治功労者表彰の表彰式が行われました。その席に当議会から伊藤幸男議員、野村生八議員が受賞をされましたので、このことを皆さん方にご報告を申し上げお祝いを申し上げます。

次に、日程第11 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題とします。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時29分)

(再開 午前11時31分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ本会議を続行いたします。

ただいま皆さんのお手元にお配りいたしました3常任委員会から審査(調査)中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査(調査)申出書が議長に提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定しました。以上をもちまして、本定例会に付された議案、その他はすべての議案は議了しました。ここで町長よりごあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町 長（太田貴美） 6月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月1日の開会から本日まで20日間にわたりまして、固定資産評価審査委員会委員などの人事案件4件、条例の制定及び改正議案2件、請負契約の締結7件、補正予算案、また専決処分、指定管理者の変更などの議案のほか繰越明許費にかかる報告を含めまして、都合38件の重要事項のご審議をお願いしてきたわけですが、井田議長様はじめ議員の皆様には本会議や各常任委員会におきまして、真摯にご議論いただき、全議案を原案どおりご承認いただき厚くお礼を申し上げます。

本定例会の一般質問では地域防災対策、産業振興及び役場庁舎統合問題などについて建設的なご意見、ご提案をちょうだいいたしました。特に町民の安心・安全を守る地域防災計画の見直しにつきましては、国、京都府の防災計画の見直しと歩調を合わせて点検を行い、その対策を推し進めていかなければならないというふうと考えております。また、庁舎の統合問題につきましては、本日から開催させていただきます町政懇談会でも、広く町民の皆様からご意見を賜りたいというふうと考えておまして、今後におきましても町民の皆様と意見や考え方などキャッチボールをしながら丁寧な歩みをもって事業を進めさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、立場は違いますが、ともに町のため町民のために誠心誠意ご尽力いただきます議員の皆様とともに、当町が抱えておりますさまざまな課題に積極果敢に取り組んでまいり所存でございますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（井田義之） ここで、私からも第37回平成23年度6月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

6月1日から始まりました議会、クールビズで始まりましたけれども、その中には寒暖ではありますけれども、大変涼しかったり暑かったり、涼暖の議会であったというふうに思いますが、議会の中の質疑におきましても、大変燃えていただいたり、また、静かにスムーズに進行にご協力をいただいたり、いろいろとありましたが、今回も、先ほど町長からありましたように、東日本の震災を参考にした多くの質疑、産業振興に対する質疑、それから、特に庁舎問題に対する問題等、クローズアップされた議会であったというふうに思いますが、私自身が感じた議会というのは、これは個人的な意見も含めてでございますけれども、専決議案に始まって、最後、勢旗委員長の専決に対する発委があつて、終わったというふうに私自身は感じております。

この専決の問題につきましては、行政と議会との権限を大きく扱う問題でありますので、今後、行政の方々と議員がしっかりと話し合いをしながら、どこまでは専決処分とするのか、どこまでは議案として提出をしていただくのか、この辺のところは、私もしっかりと話し合いをしながら前向きに対処していきたいなというふうに思っております。

なお、本日で6月定例会は閉会をいたしますけれども、この後、22日にはごみの焼却施設の

ことで全員協議会が開催されますし、その後、庁舎問題特別委員会の開催も予定をされております。また、24日には宮津JCの方々によるまちづくり、どういうタイトルかちょっと忘れましたが、我々も参加してのまちづくりのパネルディスカッション等も開催される予定となっております。

また、27日は議会活性化の勉強会も開催されます。26日には与謝野町消防団の町長査閲、それから、本日から町長が言われました地区懇談会等々、多くの日程がメジロ押しに迫っております。議員の皆さん方におかれましても、できるだけ多くの事業なり会議に参加をしていただきたいということをお願いをいたしたいと思っております。

なお、最後になりましたが、今定例会、時間延長等、多々ご無理をお願い申し上げましたが、行政の皆さん、また、議員の皆さんのご協力により無事終了いたしましたことに心から感謝を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

会期を3日残しておりますが、これをもちまして第37回平成23年6月定例会を閉会します。長期間、お疲れさまでございました。

なお、最後に一言お願いをしておきます。23日、議会参加者による懇親会、懇談会を予定をいたしておりますので、全員の皆さんのご参加をお願いいたします。

(閉会 午前11時38分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員